

長野県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県スポーツ少年団規程第4条第1項第6号に基づくスポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、長野県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状及び感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 永年にわたり、スポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のあるスポーツ少年団(単位団)を表彰する。
- (2) 永年にわたり、スポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者および役員を表彰する。
- (3) その他、顕著な功績があるとして、長野県スポーツ少年団本部長が認めたものに対して感謝状を贈呈する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により、市町村スポーツ少年団本部長が所定の期日までに長野県スポーツ少年団本部長あて行う。ただし、第3条第1項第3号については長野県スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、長野県スポーツ少年団常任委員会にて行う。

(要綱の変更)

第6条 この要綱は、長野県スポーツ少年団常任委員会の決議により改正することができる。

附則1 本要綱は平成元年4月1日から施行する。

2 本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

3 要綱改正経過 平成23年4月26日 一部改正

4 要綱改正経過 令和2年4月22日 一部改正